

平成26年9月定例会 総括審査会

佐藤政隆議員

委員	佐藤 政隆
所属会派 (質問日現在)	民主・県民連合
定例会	平成26年9月
審査会開催日	9月30日(火曜日)



佐藤政隆委員

民主・県民連合の佐藤政隆である。知事には多忙の中、本委員会に出席いただき感謝する。

さて、好評のうちに「花子とアン」が終了した。その中で、「想像の翼を広げる」という言葉が各場面に出てきた。今、本県が置かれている状況の中でどのようにポジティブにこの先を想像していくか、どのように想像の翼を広げるか、そのことが一番大事であろう。

今、本県は原発に依存しない安全・安心で持続的な社会をつくる中で、再生可能エネルギーの先駆けの地という想像の翼を広げている。そういう中で、先日は九州電力(株)、昨日は東北電力(株)の固定価格買い取り制度の中断の報道があった。これは一企業の問題ではないはずである。本県には特別な事情があるので、県としてしっかり物を言っていかなければならない。政府がエネルギー計画を変更し、原子力をベースロード電源としたことによって、電力会社が再稼働の道を少しずつ歩み始めてきた。そのことによって、何が起き始めたかということ、再生可能エネルギーに対する考え方が変わりつつある。これらについては、今後とも一企業の問題としてではなく、福島県の問題として物言いをしながら、再生可能エネルギーの先駆けの地としての確たる地位を築いてほしいという思いを述べて総括質問に入る。

初めに、農林水産物の風評払拭についてである。

知事は2期8年間、二地域居住ということで夢を与えながら政策を実行してきた。しかしながら原発事故以降、本県の農産物については、なかなか売れない状況が続いている。知事は先頭を切って、風評払拭のために本県農林水産物の販売のために努力してきた。やはり、本県の基幹産業は農業である。その農産物がしっかりと売れないことは大変な状況であり、風光明媚な本県でつくられる農産物の風評払拭を図っていくことが大事である。

そこで、知事は県産農林水産物の風評払拭に向け、どのような思いで取り組んできたのか。

知事

私は震災後、本県の基幹産業である農林水産業の復興なくして本県の復興はないとの考えのもと、農林水産物の安全確保に向けて農地の除染や果樹の洗浄に懸命に取り組んでいる生産者、消費者に喜んでもらおうと農産物をつくっている農業後継者、また、漁の再開に向けて粘り強く取り組む漁業者などに会い、そのひたむきさに感動している。

その一人一人の顔を思い浮かべるたびに、将来にわたり誇りと希望を持って取り組める農林水産業を一日も早く実現していかなければならない、そして、未来を担う子供たちに「食」と「ふるさと」をしっかりと引き継いでいきたいとの思いで、先頭に立って風評払拭に取り組んできた。

米の全量全袋検査を初めモニタリング検査情報等の徹底した公開、県内外の量販店や市場等でのトップセールス、日本橋ふくしま館の開設、食と観光が一体となったキャンペーンや各種全国大会の誘致など、「ふくしま」の今を実感してもらうさまざまな取り組みによって、安全対策への理解が徐々に深まってきたところである。

今度とも、こうしたたゆまぬ努力を積み重ねていくことが、風評を払拭し、震災前よりも豊かで魅力ある本県農林水産業の復興につながるものと確信している。

佐藤政隆委員

今期で知事を勇退するとのことだが、いろいろな場面の中で、本県の風評払拭のために尽力願う。

次に、災害対策について聞く。

私は9月21日に本宮市の総合防災訓練、27日には大玉村で実施された県北地方総合防災訓練に出席した。訓練を通じた日ごろからの準備が非常に重要であると改めて認識したところである。これらの訓練には、県職員が県リエゾンとして数人参加している。リエゾンとはフランス語で橋渡し、仲介という意味である。私は市町村への情報連絡員である県リエゾンは大規模災害時における県と市町村の連携において重要な役割を占めると考える。

そこで、県リエゾンの役割及び配置状況について聞く。

生活環境部長

県リエゾンについては、東日本大震災の発生直後において、県と市町村間の情報連絡体制が十分機能しなかったことを踏まえ、大規模災害発生時の初動期において、県と市町村間の情報連絡が困難な場合などに、県地方災害対策本部長である地方振興局長が被災市町村に派遣する情報連絡員である。

県リエゾンは衛星携帯電話を所持し、被害状況などの必要な情報の収集を積極的に行い報告するとともに、県からの情報を提供するなど、初動対応において重要な情報収集や情報連絡を迅速かつ的確に行うものである。

次に、県リエゾンの配置状況については、各地方振興局長が管内出先機関の職員の中から、市町村ごとに複数の職員をあらかじめ定めており、今年度は、県北地方振興局管内において20名、県中地方振興局管内において42名など7つの地方振興局

を合わせて133名を配置している。

佐藤政隆委員

県リエゾンがいち早く市町村の災害対策本部に到着し、連絡員としての任務を果たすことが大事だと考える。ところが、今回の災害訓練に職員は普通乗用車で来ていた。災害時にはさまざまな交通規制がある状況の中で、いち早く到着しなくてはいけないと思う。

そこで、県リエゾンが自動車で市町村に迅速に到達できるようにするため、どのように対応するのか。

生活環境部長

県リエゾンの自動車については、大規模災害発生時において自動車の道路通行が禁止され、または、通行が制限された場合においても災害対策基本法等に基づく緊急通行車両として迅速な対応ができるようにしている。

佐藤政隆委員

緊急通行車両とは具体的にどのような車両か。

生活環境部長

災害対策基本法に基づく緊急通行車両は、公安委員会または知事が証明書を発行し、それを備えつけることとしている。県保有の公用車については、知事その確認を行うため、各地方振興局長が証明書を発行し、速やかに対応に当たることとしている。

佐藤政隆委員

証明書を備えつけた車両が緊急通行車両になるということは、パトランプなどが装備されているわけではないのか。

生活環境部長

警察車両や消防自動車等のいわゆる緊急自動車については、赤色の警光灯やサイレンが備えてあるが、大規模災害発生時に当たっての緊急参集や情報収集等に使用する車両は該当しない。緊急通行車両として速やかな活動ができるようにしている。

佐藤政隆委員

説明の意味がわからない。証明書を備えつけた緊急通行車両として行く場合とパトランプで行く場合とで何が違うのか。

生活環境部長

消防用や警察用などの緊急自動車については、公安委員会の指定を受けて、そのような機能を整備した上で運行している。緊急通行車両は、災害等に当たって、証

明書を備えつけることで通行が禁止あるいは制限された道路も通行できるようになるものである。

佐藤政隆委員

証明書があることは外部の人には見えないから、緊急時にいち早く現場に到達するためにはどうすればよいかと聞いている。

生活環境部長

災害対策基本法に基づく緊急通行車両として、証明書を置いて、速やかに迅速に活動できるように対応していく。

佐藤政隆委員

昨今、災害が多いので、きちんと対応できる体制を整えておくことが大事である。振興局に緊急車両はあるのか。

生活環境部長

原子力災害に当たっての車両は一部あるが、それ以外については、災害対策基本法に基づく緊急通行車両として対応している。

佐藤政隆委員

これ以上の答弁は求めないが、昨今、災害が多いので、事故等が起きずに災害現場へ到着できるよう、目に見える形でしっかり確保していくべきと思うので、よろしく願う。

本宮市の防災訓練の場合では、県北地方振興局管内であるが、市町村の防災関係機関について、県はどのように状況を確認しているのか。

生活環境部長

市町村の防災関係機関については、地方振興局の所管区域外にあるものを含め、地方振興局において防災関係機関の連絡体制等を常時確認するとともに、市町村の防災訓練や防災会議等において、防災関係機関と責任者や役割の相互確認に努めている。

防災関係機関は、その業務を通じて防災に寄与し、市町村等に協力する責務を有していることから、災害時に円滑な協力が得られるよう、引き続き、連絡・協力体制などの確認を行っていく。

佐藤政隆委員

緊急時の対応については、しっかり対応願う。

また、本宮市の防災訓練においては、原子力災害を想定した広域避難の訓練もあった。多数の避難住民に対する適切なスクリーニングが求められていると思うが、原子力災害時における広域的なスクリーニング体制の整備にどのように取り組んで

いくのか。

保健福祉部長

広域的なスクリーニングについては、災害発生直後、避難者の数や避難経路等の情報をもとに、スクリーニング実施場所の選定や速やかな機材確保と人員配備、さらには、高線量の被曝が確認された場合の適切な除染と被曝医療機関への搬送などができる体制を整えることが重要である。

このため、県では現在、県緊急被曝医療対策協議会においてマニュアルの見直しを進めており、今後は新たなマニュアルに基づいたスクリーニング体制の整備に取り組んでいく。

佐藤政隆委員

スクリーニングについては、災害時はかなり混乱するので、移動式スクリーニング機械のような、速やかに対応できる体制を今から考えておかなければならないと思うが、どのように考えるか。

保健福祉部長

緊急被曝スクリーニングについては、今回の原子力災害に関する反省点が多々あるので、これらを含めてスピード感や情報伝達などの課題をクリアできるようマニュアルの改定に当たって十分検討していく。

佐藤政隆委員

広島で発生した土砂災害は、自然の脅威を改めて実感させられた災害であった。犠牲になった方々に哀悼の意を表するとともに、家屋が流出した方々など不安の日々を過ごす方々には、一日も早い生活再建がなされることを願う。

広島のような土砂災害は局地的豪雨が頻繁に発生する昨今においては、どこでも発生し得る災害であり、普段から災害を未然に防止するための対策が重要である。

広島市の土砂災害では住民の多くが、自分の住んでいる場所が土砂災害の発生するおそれのある場所であるとの認識がなかったことが被害拡大の要因と指摘されている。

本県は地域防災計画において、法律に基づき基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進することとしている。しかしながら、土砂災害警戒区域等の指定を推進するだけでなく、区域指定がされていない土砂災害危険箇所について、住民の周知が重要と考える。

そこで、県は土砂災害危険箇所について、どのように住民に周知しているのか。

土木部長

土砂災害危険箇所については、これまでも特に危険と考えられる地区への標識の設置、ホームページ等での公表のほか、警戒避難体制の確立に主体的な役割を果たす市町村に対して機会あるごとに住民への周知を依頼してきた。

さらには、今般の広島市の土砂災害を踏まえ、市町村とともにホームページや広報誌の掲載等により、土砂災害危険箇所の位置について緊急周知を行っている。

佐藤政隆委員

危険箇所の整備は、ハード的な部分とソフト的な部分と二通りあると考えるが、危険箇所区域については、年間どのくらい段階的に整備していくのか。

土木部長

危険箇所のハード的な整備について、年間の具体的な数字は状況によって違うが、例えば、砂防ダムについては1カ所おおむね2～4年かかる。

佐藤政隆委員

地すべりについては、年間5カ所ほどのようだが、総体から見ると整備件数が大分少ない印象を受けるが、どうか。

土木部長

地すべりについては、被害発生がなかなか発見しにくいということもある。対策についても、抜本的な対策により完全に地すべりをとめるのが難しい状況にあり、慎重に調査を進めながら、動きをとめるという考え方のもとに手当てしている。現在も地すべり対策を進めているが、危険が大きな場所から進めている状況である。

佐藤政隆委員

広島では、土砂災害警戒情報が発表されたものの、的確な避難勧告発令には活用されなかったと聞いている。

そこで、土砂災害警戒情報を発表し、これを市町村が避難勧告等の発令に活用していくためには、近年の降雨状況の変化に対応するなど土砂災害警戒情報の精度の改善も必要と考えるが、どうか。

土木部長

精度向上を図るため、近年の降雨の特性とこれまでに蓄積された土砂災害発生事例を反映させて、土砂災害警戒情報の発表を判断する基準の見直しを行っており、平成27年度からの運用を目指している。

佐藤政隆委員

一つ懸念されるのは、土砂災害が発生するという予知・予測の精度向上と住民避難とのタイムラグの部分である。私は住民避難が第一義だと思っているが、精度向上ばかり追求すると住民避難がおくれてしまうのではないかと思うが、どのように考えるか。

土木部長

現在の基準は、平成19年度から土砂災害警戒情報を発表するようになった最初の基準である。したがって、当初の運用時から雨量データと土砂災害データが蓄積された時期に適切な見直しを行うとされており、委員指摘のようなことはないものとする。

佐藤政隆委員

あくまでも住民避難、住民の安全・安心を守るという観点から精度の向上について対応してほしい。

次に、豪雪対策について、行動計画であるアクションプランが公表されたが、効率的な除雪に向け、市町村等の他の道路管理者とどのように連携していくのか。

土木部長

他の道路管理者と除雪機械の配置状況や通過経路等を確認し、相互乗り入れを含む効率的な除雪ルートを選定するとともに、統一的な出動基準や最重要確保路線等をあらかじめ調整するなど連携を強化し、効率的な除雪作業に取り組んでいく。

佐藤政隆委員

市町村が除雪した場所と県が除雪した場所がつながっていない状況が2月にも大分あったと聞いている。連携を密にしながら住民の生活に支障が出ないようにしていかなければならないと思う。そのことについては、どう考えるか。

土木部長

今ほども述べたように、除雪ルートは、最重要確保路線など優先的に除雪を実施する道路のネットワークを他の道路管理者とともに選定し、一体的な除雪が行えるよう調整・連携を深め、円滑な交通の確保に努めていく。

佐藤政隆委員

2月の大雪で改めて教訓として残ったことは、市街地に雪が残り、生活に支障を来したことであるので、いわゆる雪捨て場の確保について、今からでも行っていかなければならないのではないか。

中通りと浜通りにおける雪捨て場の確保にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

中通りと浜通りにおいて、今回、新たに22市町村46カ所で河川敷などを雪捨て場の候補地として選定し、この冬から利用できるよう市町村等と運搬ルート等の調整を進めている。

引き続き、新たな雪捨て場の確保に努め、市街地の円滑な除排雪に取り組んでいく。

佐藤政隆委員

次に、職員の人事管理について聞く。

東日本大震災及び原子力災害の発生以降、インフラの復旧を初め避難者の生活再建、廃炉に係る安全監視、除染の加速化、県民の健康調査、さらには風評対策など、本県は震災前には想像もできなかったさまざまな行政課題に直面しており、職員の業務量も大幅に増大している。本格的な復興再生は緒についたばかりであり、まだまだこれからの業務を担う職員の確保が必要である。

しかしながら、職員の確保に当たっては、将来の負担も考慮しながら、短期的需要と長期的需要のバランスにも配慮していく必要がある。そこで、今後の定員管理の基本的な考え方について聞く。

総務部長

定員管理については、正規職員の増員や任期付職員の採用に加え、他県や国の独立行政法人等からの職員の受け入れなど、多様な方策により必要な人員を確保してきたところであり、復興・再生事業を着実に推進していくためには、引き続き執行体制の強化が必要であると考えている。

こうした中、中長期的な視点からは、簡素で効率的な行財政運営を行っていく必要があることから、今後の復興・再生に係る業務量等を見きわめながら、適正な定員管理に努めていく。

佐藤政隆委員

現在は、他の自治体等からの派遣職員の応援等を得ながら職員の確保に努めているが、震災からの復興・再生を進めていく上では、災害対応や復旧業務に従事する人を派遣してもらうだけでなく、普段から継続的に観光やまちづくりなどさまざまな分野での人事交流が必要であると考えている。

そこで、国や他の自治体との職員の人事交流等について、災害派遣に限らず行うことが重要と思うが、県の考えを聞く。

総務部長

職員の人事交流等については、これまで職員の資質向上、自治体間の相互協力や連携を図るため、国等への派遣研修や隣県、市町村との人事交流を実施しているところである。

今度とも、震災からの復興・再生など長期間にわたる行政課題に対応していくため、専門性を持った人材の育成、国や他の自治体との連携や協力が必要であることを踏まえ、効果的な人事交流等を進めていく。

佐藤政隆委員

一方、復興業務の長期化に伴い職員の健康管理も重要さを増しているが、震災以降、精神科疾患による長期病気休暇等を取得する職員が増加していると聞いている。

そこで、精神科疾患による長期病気休暇等を取得する職員が増加している理由に

ついて聞く。

総務部長

精神科疾患による長期病気休暇等の人数が増加している理由については、震災前から増加傾向にあり、また、病気休暇等を取得する職員にもそれぞれ個別の事情があるなど一概に言えないが、復興関係の業務が増加し、長期化していることも背景の一つにあるものと考えます。

佐藤政隆委員

メンタルヘルスの問題については、職員や家族はもちろんであるが、職場に与える影響も大変大きいと考える。職員がみずからの不調に気づきにくい側面もあることから、管理職や周囲の職員がメンタル不調に早期に気づき、相談に応じるなど日常的に職員の状況を把握している各職場レベルでの対策が必要であると考えます。

そこで、職員のメンタルヘルス対策について、各職場において適切に対応するため、どのように取り組んでいるのか。

総務部長

メンタルヘルス対策については、管理職員等を対象としたメンタルヘルス不調への気づきと対処方法を学ぶ研修会の開催のほか、各所属が行う研修に講師を派遣するなど、職場への浸透を図っているところである。

また、メンタルヘルス不調職員への対応に当たっては、医師や保健師などの専門職員による相談体制を構築しているほか、外部の医療・相談機関を活用するなど、その充実に努めている。

今後とも、メンタルヘルス対策を効果的に実施していく。

佐藤政隆委員

中間貯蔵施設について聞く。

県は中間貯蔵施設建設の受け入れについて、30年以内の県外最終処分の法制化、地権者への具体的な説明、国の交付金の予算化などの条件を付し、表明した。国においては、総額3,010億円の交付金を出すことや希望があれば用地の買収以外に賃貸借を認めるとしており、県においても地権者の生活再建支援策等として150億円の財政措置を行うこととした。

昨日より地権者向けの説明会が開かれ、10月12日まで県内外で12回開催されることであり、中間貯蔵施設建設に向け大きく動き出した感があるが、課題も多いようである。

県は中間貯蔵施設建設の受け入れを機に、事務量の増大などを理由として、中間貯蔵対策室を設置することとしている。

そこで、新たに設置する中間貯蔵施設等対策室の業務について聞く。

生活環境部長

中間貯蔵施設等対策室については、今月1日に国に申し入れた施設及び輸送に関する安全性、県外最終処分の法案の成立など、5項目の申し入れ事項についての確認等のほか、国、関係市町村等との連絡・調整や指定廃棄物に係る既存の管理型処分場の諸課題への対応等に関する業務を所掌することとしている。

佐藤政隆委員

中間貯蔵施設等対策室の役割については、どのように考えているか。

生活環境部長

中間貯蔵施設については、先日、建設受け入れ容認という苦渋の決断を知事がした。その際、国に申し入れたさまざまな事項がある。そういったものを今後、安全・安心の確保を最優先にしっかりと確認していく。

また、現在、国による地権者への説明会が開催されており、地権者への丁寧な説明や地権者を初めとする地元へ寄り添った対応などを引き続き国に申し入れていくという部分について、新たな体制のもと、しっかり対応していく。

佐藤政隆委員

昨日から地権者に対する説明会を国で行っている。県の関係者も出席しているようであるが、そのことについて県の対応を聞く。

生活環境部長

中間貯蔵施設については、建設受け入れの容認に当たって、知事から国に対し、地権者へわかりやすい丁寧な説明を行うことを強く要請した。

昨日から国による地権者説明会が始まっており、県からも職員を出席させている。今後とも、国が設置者として個々の地権者への丁寧な説明、真に寄り添った責任ある対応を求めていく。

佐藤政隆委員

昨日からの説明会に県の職員が出席しているということは、その職員の身分、役割は少し微妙かと思う。県からも150億円という生活支援策を用意している状況の中で、県にあってもいろいろな課題が出されている。派遣されている職員はどういう状況で派遣され、どういう責任を持って説明会に臨んでいるのか。

生活環境部長

昨日から開催されている地権者説明会は、設置者としての国による説明会である。

県としては、その説明会で地権者から出される意見をしっかりと聞いて、貴重な意見は国に引き続き要望し、地権者への丁寧な説明・対応がきちんとされるよう求めていく。

佐藤政隆委員

昨日から始まったばかりであり、これ以上は述べないが、説明会における国の対応が地権者との間に大分乖離があるようなので、これについてもしっかりと県の対応を願う。

ところで、国が検討している中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送計画について、県はどのように対応しているのか。

生活環境部長

今月18日、国の輸送に係る検討会において、輸送に係る基本計画案が提示され、輸送に係る基本原則、輸送方法、実施に向け措置すべき事項などが示された。

今後、県としては、県の専門家会議の意見を聞きながら、基本計画案の内容を精査、確認するとともに、市町村の意見等を反映した計画となるよう取り組んでいく。

佐藤政隆委員

この計画については、もっと柔軟な発想を持って、精査しなければならない。トラック輸送を前提にしていると言うが、もっと大胆に、冒頭で述べた想像の翼を広げるといふことであれば、鉄道で搬入することも考えてもよいのではないか。東北本線や常磐線、磐越東線を使う、もしくは直接、鉄道線を入れるなど、想像の翼を広げることも一方では必要と思うが、どうか。

生活環境部長

輸送に係る手段や方法については、これまで国の検討会において、鉄道輸送も含めさまざまなものについて検討されてきた中で、今回示された基本計画案では陸上輸送が中心となっている。

今後、さまざまな専門家会議等の中でいろいろな観点から検討がなされるものと考えてる。

佐藤政隆委員

農業における人材育成について聞く。

放射能を克服し、本県農業の再生を果たしていくためには、長期にわたる高度な研究とそれを担う人材の育成確保が必要と考える。

そこで、原子力災害からの農業の再生を図るため、研究を担う人材の育成にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

研究を担う人材の育成については、避難地域等における営農再開と農業再生を図るため、国の農業放射線研究センターに研究員を配置するなど、高度な専門知識と研究手法の習得に努めている。

また、国の研究機関、大学、企業等と共同で、放射線対策に関する研究や先端技術を活用した野菜苗や花の高品質・周年生産などの大規模な現地実証研究に取り組

んでおり、これら機関との連携を一層深めることで、研究員のレベルアップに努め、農業再生のための研究を担う人材を育成していく。

佐藤政隆委員

そういう中であって、農業総合センターの活用も考えなくてはならないと思うが、どうか。

農林水産部長

今ほど説明したさまざまな研究機関との連携、共同研究には、県農業総合センターも参画しており、最新のDNAマーカー解析研究にもセンター職員を派遣して研さんに努めているところである。

佐藤政隆委員

放射能汚染により甚大な被害を受けた本県農業復興のためには、うつくしまふくしま未来支援センターを初め他の大学等による成果を総合的かつ体系的に検証し、発信することのできる教育研究組織が必要である。しかし、本県には東北6県の中で唯一、この担い手となる農学部を持つ大学が存在していないのが実情である。

このような中、国の平成27年度概算要求では、福島大学への農学部設置を視野に入れた調査費が盛り込まれたと聞いている。農学系人材育成のため、福島大学の農学部設置を視野に入れた取り組みを支援すべきと思うが、どうか。

企画調整部長

震災以降、福島大学では、うつくしまふくしま未来支援センターの設置等を通じて、本県農業の復興支援を行っている。

県としては、ことし6月の国への提案・要望活動において、同大学の震災復興関連事業等への支援を要望し、8月末の国の来年度予算概算要求において、新たに、農学系人材の養成機能に係る調査費が計上された。

今後も、各界の声も聞きつつ、同大学の主体的な判断を尊重しながら、農業系学部を含む農学系人材育成の検討状況等を注視していく。

佐藤政隆委員

各機関の主体的な判断と言うが、本県は放射能に汚染された農地と30～40年かわりを持たなければならない状況であり、他県に先駆けて研究を行い、農業分野に活用していかなければならない。いま一度、その点について考えを聞く。

企画調整部長

原子力災害に見舞われた本県にとって、農業の新たな研究を行っていくことは非常に重要であり、浜地域農業再生研究センターなど新たな研究拠点にも取り組んでいる。

福島大学においては、うつくしまふくしま未来支援センターで農業の研究・指導

を行っているが、農学部も新たな研究を担っていくものであり、公務員やJAの職員など農業に携わる人材を輩出する機能もある。そういった観点からもさまざまな議論があると思っている。また、大学における新たな学部の設置については、国の話にもなるが、機構・定員のスクラップ・アンド・ビルドという話もあるので、まずは同大学の主体的な判断を注視していく。

佐藤政隆委員

さきにも述べたように、本県は農業が基幹産業である。農業の最先端に行くような施策をしなければならないと思う。そういう意味では、置かれた状況を一日でも早く回復していく、あるいはそういうことによって新規農業者をふやしていくためにも学術的なことは絶対に必要だと思うので、今後ともしっかりと支援してほしい。

次に、7つの生活圏について聞く。

私は震災以降、各地で起こるさまざまな問題が複雑化、多様化していると感じている。地域の復興・再生を加速させるためには、従来の生活圏の考え方にとらわれることなく、先を見据えた発想で課題解決に当たるべきと考える。国においても、地方再生の核となる拠点都市への集中投資を想定した構想を本格化させる動きもあることから、震災から3年半が過ぎ、総合計画に掲げた7つの生活圏について改めて考える必要があると思う。

そこで、震災から3年半が過ぎたが、総合計画に掲げた7つの生活圏をどのように考えていくのか。

企画調整部長

これまでも、歴史的、文化的、地理的に一定のまとまりを持ち、それぞれ特色を有する7つの生活圏ごとに地域づくりを進めてきたところであり、その名称から、地域のイメージや特性とも結びつき、広く県民にも浸透していると認識している。

そのため、7つの生活圏を基本としながらも、国で議論がなされている人口減少への対応や地方創生の動きも注視しつつ、生活圏相互の重層的なかかわりに着目し、生活圏を越えた機能の連携、補完を進め、県全体としての魅力を一層高めていく。

佐藤政隆委員

他地域には政令指定都市もたくさんあり、7つの生活圏という人口30万人に固執していると、本県だけが取り残されるのではないかという思いもある。人口30万人、7つの生活圏について、再度見解を聞く。

企画調整部長

さきにも述べた国の人口減少対策、まち・ひと・しごと創生関連の議論の中でも、基本方針にあるが、地方中枢拠点都市というものに市町村間の広域連携をしていく方向性の議論もあるので、県内でも国の地方創生の動きに合わせた総合戦略などを策定していく中で検討していく。

佐藤政隆委員

本県のエンジンになる部分をしっかりとつくってほしい。エンジンがないと、4つも7つも動かないのでよろしく願う。

次に、県立高等学校について聞く。

将来の生徒数の減少だけを見て、統合・再編の議論を誘導することは危険だと私は思っている。しかし、定員割れをしている郊外の高等学校では生徒の確保が難しく、存立基盤が危うくなる危険性がある。県立高等学校はそれぞれの地域の社会的基盤でもあるため、早目の丁寧な議論が必要であると考えている。

そこで、今後の生徒数の減少傾向を踏まえた県立高等学校の統合・再編について、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

県立高等学校の統合・再編については、生徒数の減少に伴う学校の小規模化により、教育活動にさまざまな支障が生じると考えられることから、生徒の進路希望に応じた魅力ある教育課程の編成や特色ある学校づくりを進めるとともに、震災からの復興状況や生徒数の推移及び志願動向等を見きわめ、地元関係者や地域の方々の意見を真摯に聞きながら、検討を進めていく。

佐藤政隆委員

一方で、中高連携や地域に合った高校をつくっていくことも必要だと思う。その辺についてはどのように考えるか。

教育長

地域の実態に合った中高一貫校の設置については、今後の生徒数の推移、また、地元の関係者がどのように考えているのか、じっくり話をしながら進めていきたい。

佐藤政隆委員

警察行政について聞く。

警務部長は本県への赴任は初めてだと思うが、本県の印象について聞く。

警務部長

現在、初度巡視で県内各署を回っている。山がちな地域であると思うが、大変自然豊かですばらしい風光明媚な県であると思っている。本県のへそである本宮市にも行き、大変重要な場所であると聞いてきた。大玉村も大いなる田舎ということで、大変重要な場所だと聞いてきたところである。

佐藤政隆委員

気を使ってもらい感謝する。

県警察では、平成22年4月に警察署再編を行った。そのときに私は、再編により警察署から分庁舎となる警察署があるが、大事なことは警察署が残ることではなく、

警察機能が地域においてしっかりと機能することだと述べた。私の地元である本宮市でも再編により警察署から分庁舎となり、大変残念であった。再編から1年がたとうとしていた23年3月11日に東日本大震災が起き、県内を取り巻く安全・安心の状況は一変した。震災による情勢の変化は治安にも影響するものと考ええる。

そこで、本宮分庁舎における震災前後の事件、事故の状況について聞く。

警務部長

本宮分庁舎における震災前の平成22年度と昨年度の事件事故の状況を比較すると、刑法犯認知件数については約16%減少しており、交通関係については、物件事故は約17%増加しているものの、人身事故は約13%減少しているところである。

佐藤政隆委員

本宮分庁舎においては30数名、二本松警察署では50数名の職員数であると聞いている。そういう状況であっても、事件事故の状況についてはさほど変わらないということである。本宮は郡山北警察署の分庁舎であるが、配置基準等の考え方について聞く。

警務部長

警察署の配置基準については、警察法施行令の基準にのっとり、条例で定めるとしており、他官公署との連絡、交通通信、その他の事情を参酌して決定することとなっている。また、県内の道路整備も進み、警察活動が広域化しているが、警察車両も整備され、機動的に人員及び警察活動が展開している中で、震災前にはなるが、警察署の再編が行われたと聞いている。警察署の位置については、治安情勢を初めとする基準等の関係も見きわめながら、もう少し状況を見ていく。

佐藤政隆委員

県警察は震災前から現在まで、全国の警察から応援を得て県内の治安維持のためさまざまな警察活動を行っており、情勢の変化に対応して組織の見直し等を行っている」と承知している。

しかしながら、震災から3年半が経過する中、県警察の活動は従来の治安維持活動に加えて、震災により新たに警察が対応する業務も加わり、震災前と比べて格段に業務がふえていると考える。

そこで、県警察は今後の組織体制について、どのように考えているのか。

警務部長

県警察では、警察署再編後も治安情勢を踏まえて人員の再配置や体制の見直しを続けており、また、これまで震災で大きく変化した県内の治安状況を踏まえ、復興支援係の新設など必要な組織体制の見直しを行ってきた。

今後は、ストーカー、DVを初めとする人身安全関連事案や特殊詐欺対策等の強化に加え、常磐自動車道の全線開通に伴う高速道路交通警察隊の増強など緊急の課

題に的確に対処していく必要があると認識している。

県警察としては、引き続き、県内の情勢を分析の上、復興の基盤となる治安を確保するため県警察の組織体制について必要に応じ的確に対応していく。

佐藤政隆委員

最後に、現在の本県の状況は、警察署再編当時には全く予想できない状況にあり、良好な治安は本県復興の基盤というべきものである。県警察においては、本県復興のためにも現在の警察署や分庁舎なども含めた将来に向けた組織体制の見直しにより、治安面から復興を支える警察として万全の体制となるよう要望し、質問を終わる。